

平成30年6月15日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日)

出席議員 (10名)	1番 向井 正 4番 碓 勝 征 7番 吉 富 隆 10番 寺 崎 太 彦	2番 吉 田 豊 5番 漆 原 悦 子 8番 大 川 隆 城	3番 田 中 静 雄 6番 井 上 正 宣 9番 原 田 希
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 野 口 敏 雄 総 務 課 長 高 島 浩 介 財 政 課 長 坂 井 忠 明 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 日 高 泰 明 健 康 福 祉 課 長 江 島 朋 子 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 文 化 課 長 中 島 洋	副 町 長 森 悟 会 計 管 理 者 森 園 敦 志 ま・ひと・じと性銀 建 設 課 長 河 上 昌 弘 住 民 課 長 三 好 浩 之 日 高 泰 明 住 民 課 長 福 島 敬 彦 税 務 課 長 小 野 清 人 生 涯 学 習 課 長 矢 動 丸 栄 二	
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次	議 会 事 務 局 係 長 江 崎 智 恵	

議事日程 平成30年6月15日 午前10時30分開会（開議）

- 日程第1 選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 日程第2 意見書案第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）
- 日程第3 討論・採決
- 日程第4 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

午前10時30分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。本日、開会がおくれましたことに対して執行部におわび申し上げます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 選挙第1号

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙。

選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきまして、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することとしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員については、古川直美君、八谷勝憲君、大石尚男君、重松信文君、選挙管理委員補充員につきましては、原和昭君、原福次君、小野照次君、平尾晴久君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々を選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が選挙管理委員及び選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、補充の順序はただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

日程第2 意見書案第1号

○議長（寺崎太彦君）

日程第2. 意見書案第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）。

これから提出者より説明をお願いいたします。

○5番（漆原悦子君）

皆さんおはようございます。読み上げて、意見書案を説明させていただきます。

意見書案第1号

上峰町議会議長 寺崎太彦様

提出者 上峰町議会議員 漆原悦子

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成30年6月15日提出

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。特に小学校においては、18年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっている。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題である。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせない。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が

2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もあるが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月15日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣	安倍	晋三	様
衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
総務大臣	野田	聖子	様
財務大臣	麻生	太郎	様
文部科学大臣	林	芳正	様

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、意見書案第1号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第1号を採決いたします。

本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、意見書案第1号は可決されました。

日程第3 討論・採決

○議長（寺崎太彦君）

日程第3．討論・採決。

議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例の一部を改正する条例）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第24号 上峰町税条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号 平成30年度上峰町一般会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 平成30年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号 上峰町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

小野清人君の退場を求めます。

〔小野税務課長 退場〕

○議長（寺崎太彦君）

これより討論を省略して、議案第28号を採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議がないようですので、議案第28号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第28号は同意することに決定いたしました。

しばらくお待ちください。小野清人君の入場を認めます。

〔小野税務課長 入場〕

○議長（寺崎太彦君）

次に進みます。

議案第29号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

発議第2号 上峰町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第4 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（寺崎太彦君）

日程第4. 委員会の閉会中の所管事務調査の件について、これを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員長からの会議規則第75条の規定により、所管事務の閉会中の継続調査の申し出があっております。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、本件につきましては委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第2回上峰町議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。御協力ありがとうございました。

午前10時45分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 寺崎太彦

上峰町議会議員 井上正宣

上峰町議会議員 吉富隆